

## 都市計画法の規定による開発許可等の手続に関する規定一覧

都市計画法及び同法施行令	都市計画法施行規則	桜川市都市計画法の規定による開発許可等の手続を定める規則	【参考】茨城県都市計画法施行細則
<p>(許可申請の手続)</p> <p>第30条 前条第1項又は第2項の許可(＝開発許可)を受けようとする者は、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) 開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区)の位置、区域及び規模</p> <p>(2) 開発区域内において予定される建築物又は特定工作物(＝予定建築物等)の用途</p> <p>(3) 開発行為に関する設計(＝設計)</p> <p>(4) 工事施行者(＝開発行為に関する工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施行する者)</p> <p>(5) その他<u>国土交通省令</u>で定める事項</p> <p>2 前項の申請書には、第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面、同条第2項に規定する協議の経過を示す書面その他<u>国土交通省令</u>で定める図書を添付しなければならない。</p>	<p>(開発許可の申請書の記載事項)</p> <p>第15条 法第30条第1項第5号の<u>国土交通省令</u>で定める事項は、次に掲げるもの(主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ha以上のものを除く。))にあっては、第4号に掲げるものを除く。)とする。</p> <p>(1) 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日</p> <p>(2) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為、主として住宅以外の建築物又は特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為、その他の開発行為の別</p> <p>(3) 市街化調整区域内において行う開発行為にあっては、当該開発行為が該当する法第34条の号及びその理由</p> <p>(4) 資金計画</p> <p>(開発許可の申請)</p> <p>第16条 法第29条第1項又は第2項の許可を受けようとする者は、<u>別記様式第2又は別記様式第2の2の開発行為許可申請書</u>を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第30条第1項第3号の設計は、設計説明書及び設計図(主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては、設計図)により定めなければならない。</p> <p>3 前項の設計説明書は、設計の方針、開発区域(開発区域を工区に分けたときは、開発区域及び工区。以下次項及び次条において同じ。)内の土地の現況、土地利用計画及び公共施設の整備計画(公共施設の管理者となるべき者及び公共施設の用に供する土地の帰属に関する事項を含む。)を記載したものでなければならない。</p> <p>4 第2項の設計図は、次の表【<u>別表①参照</u>】に定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあっては、給水施設計画平面図は除く。</p> <p>5 前条第4号の資金計画は、<u>別記様式第3の資金計画書</u>により定められたものでなければならない。</p> <p>6 第2項の設計図には、これを作成した者がその氏名を記載しなければならない。</p> <p>(開発許可の申請書の添付図書)</p> <p>第17条 法第30条第2項の<u>国土交通省令</u>で定める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 開発区域位置図</p> <p>(2) 開発区域区域図</p> <p>(3) 法第33条第1項第14号の相当数の同意を得たことを証する書類</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、茨城県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の規定により桜川市が処理する都市計画法(＝法)の規定による開発許可等の手続に関し、法及び都市計画法施行規則(＝省令)に定めるもののほか、必要な事項を定める。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規則における用語の意義は、法及び省令の例による。</p> <p>(申請書等の提出部数)</p> <p>第3条 法、省令及びこの規則の規定により市長に提出する申請書、申出書及び届出書(＝申請書等)並びにこれらに添付する図書の提出部数は、正本1部及び副本1部とする。</p> <p>(作成者の記名)</p> <p>第3条の2 申請書等に添付する図面(省令第16条第2項に規定する設計図を除く。)には、これを作成した者がその氏名を記載しなければならない。ただし、市長がその性質上やむを得ないと認められたものにあつては、この限りでない。</p> <p>(委任状)</p> <p>第4条 代理人は、申請書等を提出するに当たり、その代理権の存在を書面をもって証明しなければならない。</p> <p>(事前相談)</p> <p>第5条 開発許可等を受けようとする者は、その計画の内容に関しあらかじめ市長に助言を求めることができる。</p> <p>2 前項の助言を求める者は、<u>事前相談書(様式第1号)</u>に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) その計画に係る土地の公図の写し</p> <p>(2) その計画に係る土地の登記事項が分かるもの</p> <p>(3) その他市長が必要と認める図書</p> <p>3 市長は、事前相談書の提出があつたときは、遅滞なく当該提出者に助言を行うとともに、その経過の要旨を記録し、適切に保管しなければならない。</p> <p>(開発行為許可申請書の添付図書)</p> <p>第6条 法第29条第1項の規定による許可を受けようとする者は、省令第16条第1項に規定する開発行為許可申請書に、法第30条第2項に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 開発区域となるべき土地の公図の写し</p> <p>(2) 開発区域となるべき土地の登記事項証明書(全部事項証明書に限る。)</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、都市計画法(＝法)及び都市計画法施行規則(＝省令)の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(申請書等の提出部数)</p> <p>第2条 法、省令及びこの規則の規定により知事に提出する申請書及び届出書(＝申請書等)の提出部数は、正本1部及び副本3部(略)とする。</p> <p>2 略(申請書等に係る行為が行われる土地の区域が複数の市町村等にわたる場合の措置)</p> <p>(市町村の長の意見)</p> <p>第2条の2 略(市町村長の意見関係)</p> <p>(開発行為許可申請書の添付図書)</p> <p>第3条 法第29条第1項又は第2項の規定による許可を受けようとする者は、開発行為許可申請書に、法第30条第2項に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 開発区域となるべき土地の公図の写し</p> <p>(2) 開発区域となるべき土地の登記事項証明書</p>

<p>(設計者の資格)</p> <p>第31条 前条の場合において、設計に係る設計図書(＝開発行為に関する工事のうち<u>国土交通省令</u>で定めるものを実施するため必要な図面(現寸図その他これに類するものを除く。))及び仕様書)は、<u>国土交通省令</u>で定める資格を有する者の作成したものでなければならない。</p> <p>(公共施設の管理者の同意等)</p> <p>第32条 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為に関係がある公共施設の管理者と協議し、その同意を得なければならない。</p> <p>2 開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、開発行為又は開発行為に関する工事により設置される公共施設を管理することとなる者その他<u>政令</u>で定める者と協議しなければならない。</p> <p>3 前2項に規定する公共施設の管理者又は公共施設を管理することとなる者は、公共施設の適切な管理を確保する観点から、前2項の協議を行うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>都市計画法施行令</b> (開発行為を行うについて協議すべき者)</p> <p>第23条 開発区域の面積が20ha以上の開発行為について開発許可を申請しようとする者は、あらかじめ、次に掲げる者(開発区域の面積が40ha未満の開発行為にあつては、第3号及び第4号に掲げる者を除く。))と協議しなければならない。</p> <p>(1) 当該開発区域内に居住することとなる者に関係がある義務教育施設の設置義務者</p> <p>(2) 当該開発区域を給水区域に含む水道法第3条第5項に規定する水道事業者</p> <p>(3) 当該開発区域を供給区域に含む電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同法第11号の3に規定する配電事業者並びにガス事業法第2条第6項に規定する一般ガス導管事業者</p> <p>(4) 当該開発行為に関係がある鉄道事業法による鉄道事業者及び軌道法による軌道経営者</p> </div> <p>(開発許可の基準)</p> <p>第33条 都道府県知事は、開発許可の申請があつた場合において、当該申請に係る開発行為が、次に掲げる基準(略)に適合しており、かつ、その申請の手続がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していないと認めるときは、開発許可をしなければならない。</p> <p>(1) ～ (13) 略</p> <p>(14) 当該開発行為をしようとする土地若しくは当該開発行為に関する工事をしようとする土地の区域内の土地又はこれらの土地にある建築</p>	<p>(4) 設計図を作成した者が第19条に規定する資格を有する者であることを証する書類</p> <p>(5) 法第34条第13号の届出をした者が開発許可を受けようとする場合にあつては、その者が、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類</p> <p>(6) 略(津波災害特別警戒区域関係)</p> <p>2 前項第1号に掲げる開発区域位置図は、縮尺50,000分の1以上とし、開発区域の位置を表示した地形図でなければならない。</p> <p>3 第1項第2号に掲げる開発区域区域図は、縮尺2,500分の1以上とし、開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町村界、市町村の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界、準都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものでなければならない。</p> <p>4 略(津波災害特別警戒区域に係る地形図関係)</p> <p>(資格を有する者の設計によらなければならない工事)</p> <p>第18条 法第31条の国土交通省令で定める工事は、開発区域の面積が1ha以上の開発行為に関する工事とする。</p> <p>(設計者の資格)</p> <p>第19条 法第31条の国土交通省令で定める資格は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 開発区域の面積が1ha以上20ha未満の開発行為に関する工事にあつては、次のいずれかに該当する者であること。</p> <p>イ 学校教育法による大学(短期大学を除く。))又は旧大学令による大学において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有する者</p> <p>ロ 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。ハにおいて同じ。))において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限3年の課程(夜間において授業を行なうものを除く。))を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、宅地開発に関する技術に関して3年以上の実務の経験を有する者</p> <p>ハ ロに該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令による専門学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、宅地開発に関する技術に関して4年以上の実務の経験を有する者</p> <p>ニ 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校において、正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、宅地開発に関する技術に関して7年以上の実務の経験を有する者</p> <p>ホ 技術士法による第二次試験のうち国土交通大臣が定める部門に合格した者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>ヘ 建築士法による一級建築士の資格を有する者で、宅地開発に関する技術に関して2年以上の実務の経験を有するもの</p> <p>ト 宅地開発に関する技術に関する7年以上の実務の経験を有する土木、建築、都市計画又は造園に関する10年以上の実務の経験を有する者で、次条から第19条の4までの規定により国土交通大臣の登録を受けた者(＝登録講習機関)がこの省令の定めるところにより行う講習を修了した者</p> <p>チ 国土交通大臣がイからトまでに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めたる者</p>	<p>(3) 開発区域の面積が5ha以上の開発行為にあつては、当該開発行為に関する工事期間中の防災計画の内容を記載した書類</p> <p>(4) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ha以上のものを除く。))以外の開発行為にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類</p> <p>イ 工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があることを証する書類</p> <p>(5) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為にあつては、<u>自己用住宅を建築する旨の申立書(様式第2号)</u></p> <p>(6) 主として自己の業務の用に供する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為(法第34条第1号又は第9号に該当するものとして許可を受けようとするものに限る。))にあつては、<u>法第34条第1号(第9号)に該当する店舗等を建築する旨の申立書(様式第3号)</u></p> <p>(7) 代理人をして当該許可申請書を提出させるときは、その代理権の存在を証する書面</p> <p>(8) その他市長が必要と認める図書</p> <p>第7条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、<u>様式第4号</u>による。</p> <p>2 前項の設計説明書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>公共施設の管理者等に関する書類(様式第5号)</u></p> <p>(2) 実測図に基づいて作成した公共施設の新旧対照図</p> <p>第8条 法第32条第1項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。))に規定する同意を得たことを証する書面は、<u>公共施設の管理者の同意書(様式第6号)</u>による。ただし、開発区域の面積が1,000㎡未満の開発行為にあつては、<u>事前調査表(様式第7号)</u>及び道路法その他の公共施設の管理に関する法令(条例を含む。))の規定による手続の進捗を証する書面の写しをもって代えることができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、法第32条第1項及び第2項(法第35条の2第4項において準用する場合を含む。))の規定による協議(その相手方が市長であるものに限る。))の手続に関し必要な事項は、市長が別に定める。</p> <p>第9条 省令第17条第1項第3号に規定する開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得たことを証する書類は、<u>開発行為同意書(様式第8号)</u>による。</p> <p>第10条 省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類には、<u>設計者の資格に関する申告書(様式第9号)</u>を添付しなければならない。</p>	<p>(3) 開発区域の面積が5ha以上の開発行為にあつては、当該開発行為に関する工事の施行期間中の防災計画に関する書類</p> <p>(4) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が1ha以上のものを除く。))以外の開発行為を行う場合にあつては、次に掲げる書類</p> <p>ア 申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類</p> <p>イ 工事施行者に当該開発行為に関する工事を完成するために必要な能力があることを証する書類</p> <p>(5) その他知事が必要と認める図書</p> <p>第4条 省令第16条第2項に規定する設計説明書は、<u>様式第1号</u>による。</p> <p>2 前項の設計説明書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>新たに設置される公共施設の管理者等に関する書類(様式第2号)</u></p> <p>(2) <u>従前の公共施設の管理者等に関する書類(様式第3号)</u></p> <p>(3) 実測図に基づいて作成した公共施設の新旧対照図</p> <p>第5条 法第32条第1項に規定する同意を得たことを証する書面は、<u>様式第4号</u>による。ただし、開発区域の面積が1,000㎡未満の開発行為に係る当該書面については、この限りでない。</p> <p>第6条 省令第17条第1項第3号に規定する開発行為の施行又は開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の同意を得たことを証する書類は、<u>様式第5号</u>による。</p> <p>第7条 省令第17条第1項第4号に規定する資格を有する者であることを証する書類には、<u>設計者の資格に関する申立書(様式第6号)</u>を付するものとする。</p>
---	--	---	---

物その他の工作物につき当該開発行為の施行又は当該開発行為に関する工事の実施の妨げとなる権利を有する者の相当数の同意を得ていること。

2 ～ 8 略

第 34 条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為(主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。)については、当該申請に係る開発行為及びその申請の手続が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

(1) ～ (12) 略

(13) 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して 6 月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従って、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為(政令で定める期間内に行うものに限る。)

#### 都市計画法施行令

第 30 条 法第 34 条第 13 号(法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)の政令で定める期間は、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して 5 年とする。

(14) 略

(開発許可の特例)

第 34 条の 2 国又は都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村若しくは都道府県、指定都市等若しくは事務処理市町村がその組織に加わっている一部事務組合、広域連合若しくは港務局(＝都道府県等)が行う都市計画区域若しくは準都市計画区域内における開発行為(第 29 条第 1 項各号に掲げる開発行為を除く。)(略)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、開発許可があったものとみなす。

2 第 32 条の規定は前項の協議を行おうとする国の機関又は都道府県等について、第 41 条の規定は都道府県知事が同項の協議を成立させる場合について、第 47 条の規定は同項の協議が成立したときについて準用する。

(許可又は不許可の通知)

第 35 条 都道府県知事は、開発許可の申請があったときは、遅滞なく、許可又は不許可の処分をしなければならない。

2 前項の処分をするには、文書をもって当該申請者に通知しなければならない。

二 開発区域の面積が 20ha 以上の開発行為に関する工事にあつては、前号のいずれかに該当する者で、開発区域の面積が 20ha 以上の開発行為に関する工事の総合的な設計に係る設計図書の作成に関する実務に従事したことがあるものその他国土交通大臣がこれと同等以上の経験を有すると認めたものであること。

(既存の権利者の届出事項)

第 28 条 法第 34 条第 13 号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるもの(自己の居住の用に供する建築物を建築する目的で権利を有する者にあつては、第 1 号に掲げるものを除く。)とする。

(1) 届出をしようとする者の職業(法人にあつては、その業務の内容)

(2) 土地の所在、地番、地目及び地積

(3) 届出をしようとする者が、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた目的

(4) 届出をしようとする者が土地の利用に関する所有権以外の権利を有する場合においては、当該権利の種類及び内容

(既存の権利者である旨の届出)

第 11 条 法第 34 条第 13 号の規定による届出は、既存の権利者である旨の届出書(様式第 10 号)を提出して行うものとする。この場合において、当該届出書には、同号に規定する所有権又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

(開発行為の協議の手続)

第 12 条 法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議をしようとする者は、開発行為協議申出書(様式第 11 号)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申出書には、法第 34 条の 2 第 2 項において準用する法第 32 条第 1 項に規定する同意を得たことを証する書面、法第 34 条の 2 第 2 項において準用する法第 32 条第 2 項に規定する協議の経過を示す書面その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。

3 法第 35 条の 2 第 4 項において準用する法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議をしようとする者は、開発行為変更協議申出書(様式第 12 号)に次に掲げる図書を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 前項に規定する図書のうち変更に係る事項を示すもの

(2) その他市長が必要と認める図書

4 市長は、法第 34 条の 2 第 1 項(法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による協議が成立したときは、遅滞なくその旨を当該協議の相手方に通知するものとする。

(開発行為の許可又は不許可の通知)

第 13 条 法第 35 条第 2 項の規定による通知は、開発行為(変更)許可書(様式第 13 号)又は開発行為(変更)不許可通知書(様式第 14 号)により行うものとする。

(標識の掲示)

第 14 条 法第 29 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、開発行為(変更)許可済票(様式第 15 号)を工事期間中当該開発区域内の見易い場所に掲示しておかなければならない。ただし、開発区域の面積が 1,000 m<sup>2</sup>未満の開発行為にあつては、この限りでない。

(既存の権利者であることの届出)

第 16 条 法第 34 条第 13 号の規定による届出は、既存の権利者であることの届出書(様式第 17 号)により行うものとする。

(開発行為に係る協議の手続)

第 8 条の 3 法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議をしようとする者は、開発行為に係る協議書(様式第 8 号の 4)を知事に提出しなければならない。

2 前項の協議書には、法第 34 条の 2 第 2 項において準用する法第 32 条第 1 項に規定する同意を得たことを証する書面、法第 34 条の 2 第 2 項において準用する法第 32 条第 2 項に規定する協議の経過を示す書面その他知事が別に定める図書を添付しなければならない。

3 法第 35 条の 2 第 4 項において準用する法第 34 条の 2 第 1 項の規定による協議をしようとする者は、開発行為に係る変更協議書(様式第 8 号の 5)に知事が別に定める変更に係る図書を添付して知事に提出しなければならない。

4 第 2 条の規定にかかわらず、第 1 項及び前項の協議書の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。

5 前各項に定めるもののほか、法第 34 条の 2 第 1 項(法第 35 条の 2 第 4 項において準用する場合を含む。)の規定による協議については、知事が別に定めるところによる。

(開発行為の許可又は不許可の通知)

第 8 条 法第 35 条第 2 項の規定による通知は、開発行為許可書(様式第 7 号)又は開発行為不許可通知書(様式第 8 号)により行うものとする。

(標識の掲示)

第 13 条の 2 法第 29 条第 1 項又は第 2 項の規定による許可を受けた者は、開発行為許可済票(様式第 12 号)を工事期間中当該開発区域内の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

2 法第 35 条の 2 第 1 項の規定による変更の許可を受けた者は、開発行為変更許可済票(様式第 12 号)を開発行為許可済票に隣接して掲示しておかなければならない。

<p>(変更の許可等)</p> <p>第 35 条の 2 開発許可を受けた者は、第 30 条第 1 項各号に掲げる事項の変更をしようとする場合においては、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、変更の許可の申請に係る開発行為が、第 29 条第 1 項の許可に係るものにあつては同項各号に掲げる開発行為(略)に該当するとき、又は<u>国土交通省令</u>で定める軽微な変更をしようとするときは、この限りでない。</p> <p>2 前項の許可を受けようとする者は、<u>国土交通省令</u>で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。</p> <p>3 開発許可を受けた者は、第 1 項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 第 31 条の規定は変更後の開発行為に関する工事が同条の<u>国土交通省令</u>で定める工事に該当する場合について、第 32 条の規定は開発行為に関係がある公共施設若しくは当該開発行為若しくは当該開発行為に関する工事により設置される公共施設に関する事項の変更をしようとする場合又は同条の政令で定める者との協議に係る開発行為に関する事項であつて<u>政令</u>で定めるものの変更をしようとする場合について、第 33 条、第 34 条、前条及び第 41 条の規定は第 1 項の規定による許可について、第 34 条の 2 の規定は第 1 項の規定により国又は都道府県等が同項の許可を受けなければならない場合について、第 47 条第 1 項の規定は第 1 項の規定による許可及び第 3 項の規定による届出について準用する。この場合において、第 47 条第 1 項中「次に掲げる事項」とあるのは、「変更の許可又は届出の年月日及び第 2 号から第 6 号までに掲げる事項のうち当該変更に係る事項」と読み替えるものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"><p><b>都市計画法施行令</b> (開発行為の変更について協議すべき事項等)</p><p>第 31 条 第 23 条各号に掲げる者との協議に係る開発行為に関する事項で法第 35 条の 2 第 4 項の政令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p><p>(1) 開発区域の位置、区域又は規模</p><p>(2) 予定建築物等の用途</p><p>(3) 協議をするべき者に係る公益的施設の設計</p><p>2 第 23 条の規定は、開発区域の区域又は規模の変更に伴い、開発区域の面積が 20ha(同条第 3 号又は第 4 号に掲げる者との協議にあつては、40ha)以上となる場合について準用する。</p></div> <p>5 第 1 項又は第 3 項の場合における次条、第 37 条、第 39 条、第 40 条、第 42 条から第 45 条まで及び第 47 条第 2 項の規定の適用については、第 1 項の規定による許可又は第 3 項の規定による届出に係る変更後の内容を開発許可の内容とみなす。</p> <p>(工事完了の検査)</p> <p>第 36 条 開発許可を受けた者は、当該開発区域(開発区域を工区に分けたときは、工区)の全部について当該開発行為に関する工事(当該開発行為に関する工事のうち公共施設に関する部分については、当該公共施設に関する工事)を完了したときは、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、遅滞なく、当該工事が開発許可の内容に適合しているかどうかについて検査し、その検査の結果当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、<u>国土交通省令</u>で定める<u>様式の検査済証</u>を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、前項の規定により検査済証を交付したときは、遅滞なく、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、当該工事が完了した旨を公告しなければならない。(略)</p>	<p>(変更の許可の申請書の記載事項)</p> <p>第 28 条の 2 法第 35 条の 2 第 2 項の<u>国土交通省令</u>で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 変更に係る事項</p> <p>(2) 変更の理由</p> <p>(3) 開発許可の許可番号</p> <p>(変更の許可の申請書の添付図書)</p> <p>第 28 条の 3 法第 35 条の 2 第 2 項の申請書には、法第 30 条第 2 項に規定する図書のうち開発行為の変更に伴いその内容が変更されるものを添付しなければならない。この場合においては、第 17 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。</p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第 28 条の 4 法第 35 条の 2 第 1 項ただし書の<u>国土交通省令</u>で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 設計の変更のうち予定建築物等の敷地の形状の変更。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>イ 予定建築物等の敷地の規模の 10 分の 1 以上の増減を伴うもの</p> <p>ロ 住宅以外の建築物又は第一種特定工作物の敷地の規模の増加を伴うもので、当該敷地の規模が 1,000 ㎡以上となるもの</p> <p>(2) 工事施行者の変更。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が 1ha 以上のものを除く。)以外の開発行為にあつては、工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更に限る。</p> <p>(3) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更</p> <p>(工事完了の届出)</p> <p>第 29 条 法第 36 条第 1 項の規定による届出は、開発行為に関する工事を完了したときは<u>別記様式第 4 の工事完了届出書</u>を、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したときは<u>別記様式第 5 の公共施設工事完了届出書</u>を提出して行なうものとする。</p> <p>(検査済証の様式)</p> <p>第 30 条 法第 36 条第 2 項に規定する検査済証の様式は、<u>開発行為に関する工事を完了したものに係る検査済証にあつては別記様式第 6 とし、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事を完了したものに係る検査済証にあつては別記様式第 7 とする。</u></p> <p>(工事完了公告)</p> <p>第 31 条 法第 36 条第 3 項に規定する工事の完了の公告は、開発行為に関する工事を完了した場合にあつては開発区域又は工区に含まれる地域の</p>	<p>(変更許可の手続)</p> <p>第 15 条 法第 35 条の 2 第 1 項の規定による変更の許可を受けようとする者は、<u>開発行為変更許可申請書(様式第 16 号)</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の許可申請書には、<u>省令第 28 条の 3</u>に規定するもののほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) <u>省令第 16 条第 2 項</u>に規定する設計図のうち当該変更に係る事項を示すもの</p> <p>(2) 第 6 条から第 10 条までに規定する図書のうち当該変更に係る事項を示すもの</p> <p>(3) その他市長が必要と認める図書</p> <p>3 第 13 条の規定は、法第 35 条の 2 第 4 項において準用する法第 35 条第 2 項の規定による通知について準用する。</p> <p>4 第 14 条の規定は、法第 35 条の 2 第 1 項の規定による変更の許可を受けた者について準用する。この場合において、第 14 条中「当該開発区域内の見易い場所に」とあるのは、「開発行為許可済票に隣接して」と読み替えるものとする。</p> <p>5 法第 35 条の 2 第 3 項の規定による軽微な変更の届出は、<u>開発行為変更届出書(様式第 17 号)</u>を提出して行なうものとする。第 2 項の規定は、当該届出書について準用する。</p> <p>(写真の保管)</p> <p>第 16 条 法第 29 条の規定による許可若しくは法第 35 条の 2 第 1 項の規定による変更の許可を受けた者又は工事施行者は、開発行為に関する工事期間中当該開発区域内の施工状況を写真に記録し、法第 36 条第 3 項に規定する検査済証の交付を受けるまでの間、適切に保管しなければならない。</p> <p>(工事完了届出書の添付図書)</p> <p>第 17 条 <u>省令第 29 条</u>に規定する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 開発行為(変更)許可書の写し</p> <p>(2) 付近見取図</p> <p>(3) 確定測量図</p> <p>(4) 土地利用計画図</p> <p>(5) 開発区域内の土地の公図の写し</p> <p>(6) 開発行為に関する工事期間中における当該開発区域内の施工状況の写真</p> <p>(7) その他市長が必要と認める図書</p> <p>(完了公告の方法)</p> <p>第 18 条 <u>省令第 31 条</u>に規定する工事の完了の公告は、桜川市公告式条例第 2 条第 2 項に規定する掲示場に掲示して行なうものとする。</p>	<p>(変更許可申請等)</p> <p>第 8 条の 2 法第 35 条の 2 第 1 項の規定による変更の許可を受けようとする者は、<u>開発行為変更許可申請書(様式第 8 号の 2)</u>に、第 3 条から第 7 条までに規定する図書、書類又は書面のうち当該変更に係る事項を説明するものを添付しなければならない。</p> <p>2 法第 35 条の 2 第 4 項において準用する法第 35 条第 2 項の規定による通知は、<u>開発行為変更許可書(様式第 7 号)</u>又は<u>開発行為変更不許可通知書(様式第 8 号)</u>により行なうものとする。</p> <p>3 法第 35 条の 2 第 3 項の規定による軽微な変更の届出は、<u>開発行為変更届出書(様式第 8 号の 3)</u>により行なうものとする。</p> <p>(工事完了届出書の添付図書)</p> <p>第 9 条 <u>省令第 29 条</u>に規定する工事完了届出書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 確定測量図</p> <p>(2) 新たに設置された公共施設の用に供する土地の所有権移転登記に必要な書類</p> <p>(工事完了の公告)</p> <p>第 9 条の 2 <u>省令第 31 条</u>に規定する工事の完了の公告は、茨城県報に đăng載して行なう。</p>
---	--	---	--



<p>定による許可があったものとみなす。</p> <p>(開発許可を受けた土地以外の土地における建築等の制限)</p> <p>第 43 条 何人も、市街化調整区域のうち開発許可を受けた開発区域以外の区域内においては、都道府県知事の許可を受けなければ、第 29 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する建築物以外の建築物を新築し、又は第一種特定工作物を新設してはならず、また、建築物を改築し、又はその用途を変更して同項第 2 号若しくは第 3 号に規定する建築物以外の建築物としてはならない。ただし、次に掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設については、この限りでない。</p> <p>(1) ～ (5) 略(適用除外関係)</p> <p>2 略(許可基準関係)</p> <p>3 国又は都道府県等が行う第 1 項本文の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設(同項各号に掲げるものを除く。)については、当該国の機関又は都道府県等と都道府県知事との協議が成立することをもって、同項の許可があったものとみなす。</p> <p>(許可に基づく地位の承継)</p> <p>第 44 条 開発許可又は前条第 1 項の許可を受けた者の相続人その他の一般承継人は、被承継人が有していた当該許可に基づく地位を承継する。</p> <p>第 45 条 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受けて、当該開発許可を受けた者が有していた当該開発許可に基づく地位を承継することができる。</p>	<p>(建築物の新築等の許可の申請)</p> <p>第 34 条 法第 43 条第 1 項に規定する許可の申請は、別記様式第 9 による<u>建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書</u>を提出して行うものとする。</p> <p>2 前項の許可申請書には、次に掲げる図面【<b>別表 2</b>参照】(令第 36 条第 1 項第 3 号ニに該当するものとして許可を受けようとする場合にあっては、次に掲げる図面及び当該許可を受けようとする者が、区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していたことを証する書類)を添付しなければならない。</p> <p>第 25 条 法第 43 条第 3 項の規定による協議をしようとする者は、<u>建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書(様式第 26 号)</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申出書には、省令第 34 条第 2 項に規定する図面その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。</p> <p>3 第 12 条第 4 項の規定は、法第 43 条第 3 項の規定による協議について準用する。</p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第 26 条 法第 43 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた計画の内容に関し市長が別に定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。</p> <p>2 前項の協議は、<u>建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の軽微な変更協議申出書(様式第 27 号)</u>を提出して行うものとする。この場合において、当該申出書には、省令第 34 条第 2 項に規定する図面及び第 24 条第 1 項各号に掲げる図書のうち当該変更に係る事項を示すものその他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。</p> <p>3 第 12 条第 4 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。</p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第 27 条 法第 43 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた計画を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出は、<u>建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の廃止の届出書(様式第 28 号)</u>を提出して行うものとする。この場合において、当該届出書には、市長が必要と認める図書を添付しなければならない。</p> <p>(地位の承継の手続)</p> <p>第 28 条 法第 44 条に規定する地位を承継した者は、速やかに<u>開発行為(建築等)に関する地位承継届出書(様式第 29 号)</u>に開発許可を受けた者の一般承継人であることを証する書類その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第 45 条に規定する地位の承継について市長の承認を受けようとする者は、<u>地位承継申請書(様式第 30 号)</u>に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者であることを証</p>	<p>24 号の協議申出書を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申出書には、前条第 2 項において準用する第 21 条第 2 項各号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>3 第 12 条第 4 項の規定は、法第 42 条第 2 項の規定による協議について準用する。</p> <p>(法第 43 条第 1 項許可の手続)</p> <p>第 24 条 省令第 34 条第 1 項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書には、同条第 2 項に規定する図面のほか、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 建築物の各階平面図</p> <p>(2) 次に掲げる図書の例を参酌して市長が必要と認める図書</p> <p>ア 省令第 16 条第 2 項に規定する設計図</p> <p>イ 省令第 17 条に規定する図書</p> <p>ウ 第 6 条から第 10 条までに規定する図書</p> <p>2 前項の場合において、省令第 34 条第 2 項に規定する図面は、前項第 2 号に掲げる図書と兼ねることができる。</p> <p>3 第 21 条第 3 項及び第 4 項の規定は、法第 43 条第 1 項の規定による許可の申請について準用する。この場合において、第 21 条第 4 項中「<u>様式第 20 号の許可書</u>」とあるのは、「<u>建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可書(様式第 25 号)</u>」と読み替えるものとする。</p> <p>(法第 43 条第 3 項協議の手続)</p> <p>第 25 条 法第 43 条第 3 項の規定による協議をしようとする者は、<u>建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設協議申出書(様式第 26 号)</u>を市長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申出書には、省令第 34 条第 2 項に規定する図面その他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。</p> <p>3 第 12 条第 4 項の規定は、法第 43 条第 3 項の規定による協議について準用する。</p> <p>(軽微な変更)</p> <p>第 26 条 法第 43 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた計画の内容に関し市長が別に定める軽微な変更をしようとするときは、あらかじめ市長に協議しなければならない。</p> <p>2 前項の協議は、<u>建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の軽微な変更協議申出書(様式第 27 号)</u>を提出して行うものとする。この場合において、当該申出書には、省令第 34 条第 2 項に規定する図面及び第 24 条第 1 項各号に掲げる図書のうち当該変更に係る事項を示すものその他市長が必要と認める図書を添付しなければならない。</p> <p>3 第 12 条第 4 項の規定は、第 1 項の協議について準用する。</p> <p>(廃止の届出)</p> <p>第 27 条 法第 43 条第 1 項の規定による許可を受けた者は、当該許可を受けた計画を廃止したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 前項の届出は、<u>建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の廃止の届出書(様式第 28 号)</u>を提出して行うものとする。この場合において、当該届出書には、市長が必要と認める図書を添付しなければならない。</p> <p>(地位の承継の手続)</p> <p>第 28 条 法第 44 条に規定する地位を承継した者は、速やかに<u>開発行為(建築等)に関する地位承継届出書(様式第 29 号)</u>に開発許可を受けた者の一般承継人であることを証する書類その他市長が必要と認める図書を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>2 法第 45 条に規定する地位の承継について市長の承認を受けようとする者は、<u>地位承継申請書(様式第 30 号)</u>に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者であることを証</p>	<p>(建築物の新築等の許可申請書の添付書類)</p> <p>第 14 条 省令第 34 条第 1 項に規定する建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書には、同条第 2 項に規定する図面のほか、第 13 条第 2 項第 3 号及び第 4 号に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(建築物の新築等の不許可の通知)</p> <p>第 14 条の 2 知事は、法第 43 条第 1 項の規定による建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設の許可をしないときは、<u>建築等不許可通知書(様式第 13 号)</u>により通知するものとする。</p> <p>(建築物の新築等に係る協議の手続)</p> <p>第 14 条の 3 法第 43 条第 3 項の規定による協議をしようとする者は、<u>建築物の新築、改築、若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設に係る協議書(様式第 14 号)</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の協議書には、省令第 34 条第 2 項に規定する図面その他知事が別に定める図書を添付しなければならない。</p> <p>3 第 2 条の規定にかかわらず、第 1 項の協議書の提出部数は、正本 1 部及び副本 1 部とする。</p> <p>4 前 3 項に定めるもののほか、法第 43 条第 3 項の規定による協議については、知事が別に定めるところによる。</p> <p>(承継届等)</p> <p>第 15 条 法第 44 条に規定する地位を承継した者は、速やかに、<u>開発行為(建築等)許可承継届出書(様式第 15 号)</u>に開発許可を受けた者の一般承継人であることを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。</p> <p>2 法第 45 条に規定する地位の承継について知事の承認を受けようとする者は、<u>地位承継承認申請書(様式第 16 号)</u>を知事に提出しなければならない。</p> <p>3 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 開発許可を受けた者から当該開発区域内の土地の所有権その他当該</p>
---	--	---	---

<p>(開発登録簿)</p> <p>第 46 条 都道府県知事は、開発登録簿(＝登録簿)を調製し、保管しなければならない。</p> <p>第 47 条 都道府県知事は、開発許可をしたときは、当該許可に係る土地について、次に掲げる事項を登録簿に登録しなければならない。</p> <p>(1) 開発許可の年月日</p> <p>(2) 予定建築物等(用途地域等の区域内の建築物及び第一種特定工作物を除く。)の用途</p> <p>(3) 公共施設の種類、位置及び区域</p> <p>(4) 前 3 号に掲げるもののほか、開発許可の内容</p> <p>(5) 第 41 条第 1 項の規定による制限の内容</p> <p>(6) 前各号に定めるもののほか、<u>国土交通省令</u>で定める事項</p> <p>2 都道府県知事は、第 36 条の規定による完了検査を行った場合において、当該工事が当該開発許可の内容に適合すると認めるときは、登録簿にその旨を附記しなければならない。</p> <p>3 第 41 条第 2 項ただし書若しくは第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可があったとき、又は同条第 2 項の協議が成立したときも、前項と同様とする。</p> <p>4 都道府県知事は、第 81 条第 1 項の規定による処分により第 1 項各号に掲げる事項について変動を生じたときは、登録簿に必要な修正を加えなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、登録簿を常に公衆の閲覧に供するように保管し、かつ、請求があったときは、その写しを交付しなければならない。</p> <p>6 登録簿の調製、閲覧その他登録簿に関し必要な事項は、<u>国土交通省令</u>で定める。</p> <p>(監督処分等)</p> <p>第 81 条 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、都市計画上必要な限度において、この法律の規定によってした許可、認可若しくは承認を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物その他の工作物若しくは物件(＝工作物等)の改築、移転若しくは除却その他の違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。</p> <p>(1) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した者又は当該違反の事実を知って、当該違反に係る土地若しくは工作物等を譲り受け、若しくは賃貸借その他</p>	<p>(開発登録等の記載事項)</p> <p>第 35 条 法第 47 条第 1 項第 6 号の国土交通省令で定める事項は、法第 45 条の規定により開発許可に基づく地位を承継した者の住所及び氏名とする。</p> <p>(開発登録簿の調製)</p> <p>第 36 条 開発登録簿(＝登録簿)は、調書及び図面をもって組成する。</p> <p>2 図面は、第 16 条第 4 項により定められた土地利用計画図とする。</p> <p>(登録簿の閉鎖)</p> <p>第 37 条 都道府県知事は、法第 38 条の規定による開発行為の廃止の届出があった場合は、遅滞なく、登録簿を閉鎖しなければならない。</p> <p>(登録簿の閲覧)</p> <p>第 38 条 都道府県知事は、登録簿を公衆の閲覧に供するため、開発登録簿閲覧所(＝閲覧所)を設けなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項の規定により閲覧所を設けたときは、当該閲覧所の閲覧規則を定めるとともに、当該閲覧所の場所及び閲覧規則を告示しなければならない。</p>	<p>する書類</p> <p>(2) 主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が 1ha 以上のものを除く。)以外の開発行為にあっては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類</p> <p>(3) 代理人をして当該申請書を提出させるときは、その代理権の存在を証する書面</p> <p>(4) その他市長が必要と認める図書</p> <p>(取下届)</p> <p>第 29 条 法、省令及びこの規則の規定により市長に申請書又は申出書を提出した者は、許可、承認その他の処分又は協議の成立に至る前にこれを取り下げるときは、<u>取下届出書(様式第 31 号)</u>を市長に提出しなければならない。第 27 条第 2 項後段の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(指示)</p> <p>第 30 条 市長は、申請書等の提出があった場合において必要と認めるときは、当該職員をして現地を調査させ、又は当該提出者に対して必要な措置を講ずべき旨を指示させることができる。</p> <p>2 前項の指示は、特別の事情がある場合を除くほか、書面により行うよう努めなければならない。</p> <p>(開発登録簿の様式等)</p> <p>第 31 条 <u>省令第 36 条第 1 項に規定する開発登録簿の調書は、様式第 32 号</u>による。</p> <p>2 市長は、法第 43 条第 1 項の規定による許可をしたときは、建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設登録簿を調製し、適切に保管しなければならない。</p> <p>3 <u>前項の登録簿は、様式第 33 号の調書及び当該許可に係る敷地現況図をもって組成する。</u></p>	<p>開発行為に関する工事を施行する権原を取得した者であることを証する書類</p> <p>(2) 主として、自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為又は住宅以外の建築物若しくは特定工作物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為(開発区域の面積が 1ha 以上のものを除く。)以外の開発行為にあっては、申請者に当該開発行為を行うために必要な資力及び信用があることを証する書類</p> <p>(開発登録簿の様式)</p> <p>第 18 条 <u>省令第 36 条第 1 項の規定による開発登録簿の調書は、様式第 19 号</u>による。</p>
--	--	--	--

<p>により当該違反に係る土地若しくは工作物等を使用する権利を取得した者</p> <p>(2) この法律若しくはこの法律に基づく命令の規定若しくはこれらの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人(請負工事の下請人を含む。)又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者</p> <p>(3) この法律の規定による許可、認可又は承認に付した条件に違反している者</p> <p>(4) 詐欺その他不正な手段により、この法律の規定による許可、認可又は承認を受けた者</p> <p>2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p><b>都市計画法施行令</b> (公告の方法等)</p> <p>第 42 条・2 略(市街地開発事業等予定区域等関係)</p> <p>3 都道府県知事又は市町村長は、法第 81 条第 2 項の公告をしたときは、<u>国土交通省令</u>で定めるところにより、その公告の内容その他必要な事項を当該公告に係る措置を行おうとする土地の付近その他の適当な場所に掲示しなければならない。</p> </div> <p>3 国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長は、第 1 項の規定による命令をした場合においては、標識の設置その他<u>国土交通省令</u>で定める方法により、その旨を公示しなければならない。</p> <p>4 前項の標識は、第 1 項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地内に設置することができる。この場合においては、同項の規定による命令に係る土地又は工作物等若しくは工作物等の敷地の所有者、管理者又は占有者は、当該標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。</p> <p>(立入検査)</p> <p>第 82 条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。</p> <p>2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。</p> <p>3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>4 第 1 項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。</p> <p>(開発行為又は建築に関する証明書等の交付)</p> <p>第 60 条 建築基準法第 6 条第 1 項(同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。)又は第 6 条の 2 第 1 項(同法第 88 条第 1 項又は第 2 項において準用する場合を含む。)の規定による確認済証の交付を受けようとする者は、その計画が法第 29 条第 1 項若しくは第 2 項、第 35 条の 2 第 1 項、第 41 条第 2 項、第 42 条、第 43 条第 1 項又は第 53 条第 1 項の規定に適合していることを証する書面の交付を都道府県知事(略)に求めることができる。</p> <p>2 略(畜舎特例法の認定に係る法第 53 条の適合証明関係)</p>	<p>第 59 条 法第 81 条第 2 項の公告をした場合における令第 42 条第 3 項の規定による掲示は、その公告をした日から 10 日間しなければならない。</p> <p>(公示の方法)</p> <p>第 59 条の 2 法第 81 条第 3 項の国土交通省令で定める方法は、国土交通大臣の命令に係るものにあつては官報への掲載、都道府県知事又は市町村長の命令に係るものにあつては当該都道府県又は市町村の公報への掲載とする。</p> <p>(証明書の交付の手續)</p> <p>第 34 条 省令第 60 条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、<u>開発行為(建築等)に関する証明申請書(様式第 36 号)</u>を提出しなければならない。</p> <p>2 第 21 条第 2 項の規定は、前項の申請書について準用する。</p>	<p>(監督処分<sup>の</sup>標識)</p> <p>第 32 条 法第 81 条第 3 項に規定する標識は、<u>都市計画法による命令の公示(様式第 34 号)</u>による。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第 33 条 法第 82 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、<u>立入検査身分証明書(様式第 35 号)</u>による。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第 34 条 省令第 60 条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、<u>開発行為(建築等)に関する証明申請書(様式第 36 号)</u>を提出しなければならない。</p> <p>2 第 21 条第 2 項の規定は、前項の申請書について準用する。</p>	<p>(監督処分<sup>の</sup>標識)</p> <p>第 16 条の 2 <u>法第 81 条第 3 項の規定による標識は、様式第 17 号の 2</u>による。</p> <p>(身分証明書)</p> <p>第 17 条 法第 82 条第 2 項に規定する身分証明書は、<u>様式第 18 号</u>による。</p> <p>(証明書の交付)</p> <p>第 19 条 省令第 60 条の規定による証明書の交付を受けようとする者は、<u>開発行為(建築等)に関する証明申請書(様式第 20 号)</u>を提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる図書を添付しなければならない。</p> <p>(1) 位置図</p> <p>(2) 付近見取図</p> <p>(3) 敷地現況図</p> <p>(4) 建築物等の平面図及び配置図</p>
---	---	---	---



		<p>(標準処理期間)</p> <p>第 35 条 法、省令及びこの規則の規定による申請書が主管課の窓口到達してから許可、承認その他の処分が行われるまでに通常要すべき標準的な期間は、別表【別表③参照】のとおりとする。</p> <p>2 前項の期間には、次に掲げる日数は算入しない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 閉庁日(桜川市の休日をも定める条例(平成 17 年桜川市条例第 2 号)第 1 条第 1 項各号に掲げる日をいう。)の日数</li><li>(2) 当該申請書及びその添付図書の補正又は審査に必要な資料の追加に要する日数</li><li>(3) 開発審査会の議を経るための手続に要する日数</li><li>(4) 農地法(昭和 27 年法律第 229 号)その他の法令の規定による許可、承認その他の処分との調整に要する日数</li><li>(5) 公平かつ公正な判断を期するため、他の処分庁(開発許可等の処分を行う行政庁をいう。)との連絡及び調整に要する日数</li><li>(6) その他特別の事情により生じた不測の日数</li></ol> <p>(委任)</p> <p>第 36 条 この規則に定めるもののほか、開発許可等の事務の処理に関し必要な事項(第 8 条第 2 項及び第 26 条第 1 項の規定により市長が別に定める事項を除く。)は、市長が別に定める。</p>	<p>(5) 計画の概要を記載した書面</p> <p>(6) その他知事が必要と認める図書</p>
--	--	---	---

別表①

図面の種類	明示すべき事項	縮尺	備考
現況図	地形、開発区域の境界、開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設並びに令第28条の2第1号に規定する樹木又は樹木の集団及び同条第2号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況	2,500分の1以上	(1) 等高線は、2mの標高差を示すものであること。 (2) 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が1ha(令第23条の3ただし書の規定に基づき別に規模が定められたときは、その規模)以上の開発行為について記載すること。
土地利用計画図	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状	1,000分の1以上	
造成計画平面図	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ(地表面が水平面に対し30度を超える角度を成す土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下この項、第23条、第27条第2項及び第34条第2項において同じ。)又は擁壁の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配	1,000分の1以上	切土又は盛土をする土地の部分で表土の復元等の措置を講ずるものがあるときは、その部分を図示すること。
造成計画断面図	切土又は盛土をする前後の地盤面	1,000分の1以上	高低差の著しい箇所について作成すること。
排水施設計画平面図	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	500分の1以上	
給水施設計画平面図	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置	500分の1以上	排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。
がけの断面図	がけの高さ、勾配及び土質(土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ)、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法	50分の1以上	(1) 切土をした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが1mを超えるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが2mを超えるがけについて作成すること。 (2) 擁壁で覆われるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。
擁壁の断面図	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法	50分の1以上	

別表②

図面の種類	明示すべき事項
付近見取図	方位、敷地の位置及び敷地の周辺の公共施設
敷地現況図	(一) 建築物の新築若しくは改築又は第一種特定工作物の新設の場合 敷地の境界、建築物の位置又は第一種特定工作物の位置、がけ及び擁壁の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称 (二) 建築物の用途の変更の場合 敷地の境界、建築物の位置並びに排水施設の位置、種類、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称

別表③

法第29条第1項の規定による許可	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	1,000㎡未満	10日
		1,000㎡以上かつ3,000㎡未満	15日
		3,000㎡以上かつ6,000㎡未満	20日
		6,000㎡以上かつ1ha未満	25日
		1ha以上かつ3ha未満	30日
		3ha以上かつ6ha未満	35日
		6ha以上かつ10ha未満	40日
	主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	1,000㎡未満	15日
		1,000㎡以上かつ3,000㎡未満	20日
		3,000㎡以上かつ6,000㎡未満	25日
		6,000㎡以上かつ1ha未満	30日
		1ha以上かつ3ha未満	35日
		3ha以上かつ6ha未満	40日
		6ha以上かつ10ha未満	45日
	上記以外の実施行為	1,000㎡未満	25日
		1,000㎡以上かつ3,000㎡未満	30日
		3,000㎡以上かつ6,000㎡未満	35日
		6,000㎡以上かつ1ha未満	40日
		1ha以上かつ3ha未満	45日
		3ha以上かつ6ha未満	50日
		6ha以上かつ10ha未満	55日
法第35条の2第1項の規定による許可	次に定める日数を合算した日数（その日数が10日未満であるときは、10日）	ア 開発行為に関する設計の変更（イの変更該当し、かつ、変更前の開発区域について開発行為に関する設計の変更を伴わないものを除く。）については、開発区域の面積（イの変更を伴う場合にあつては変更前の開発区域の面積、開発区域の規模の縮小を伴う場合にあつては縮小後の開発区域の面積）に応じて法第29条第1項の規定による許可の項に定める日数に10分の1を乗じ小数点以下を切り捨てて得た日数	
		イ 開発区域の規模の拡大については、新たに編入される開発区域の面積に応じて法第29条第1項の規定による許可の項に定める日数	
		ウ 上記以外の変更については、10日	
法第41条第2項ただし書の規定による許可			20日
法第42条第1項ただし書の規定による許可			15日
法第43条第1項の規定による許可	敷地の面積に応じて次に定める日数	1,000㎡未満	10日
		1,000㎡以上かつ3,000㎡未満	15日
		3,000㎡以上かつ6,000㎡未満	20日
		6,000㎡以上かつ1ha未満	25日
法第45条の規定による地位の承継の承認	承認申請に係る開発行為が、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ha未満のものである場合		15日
	承認申請に係る開発行為が、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって、開発区域の面積が1ha以上のものである場合		20日
	承認申請に係る開発行為が、上記以外のものである場合		25日
省令第60条の規定による証明	直近1年以内に行われた許可等の内容と適合していることを証するに過ぎないものである場合		5日
	上記以外のものである場合		10日